

令和4年度第3回流山市建築審査会議事録

目次

1	開催日時及び場所	2 ページ
2	出席した委員及び職員	2 ページ
3	議事	2 ページ
4	傍聴者	2 ページ
5	議事の概要	3 ～ 6 ページ

1 開催日時及び場所

日時：令和4年9月16日（金）

15時00分から16時00分まで

場所：流山市役所 第1庁舎 3階 庁議室

2 出席した委員及び職員

(1) 審査会委員 定数 5名 出席者 5名

横内 憲久 会長

木村 靖彦 委員

大宮 喜文 委員

夏目 幸子 委員

日高 正人 委員

(2) 職員

建築住宅課長 若菜 基幸

建築住宅課長補佐 柿原 誠

建築住宅課企画・住宅室長 日向 茂人

建築住宅課審査係長 松永 嘉子

建築住宅課職員 佐藤 健太

建築住宅課職員 岡田 英泰

3 議事

(1) 審議議案について 同意案件1件

第1号 建築基準法第55条第3項第二号(第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度)の規定による許可について(同意)

4 傍聴者

第1号議案 0名

5 議事の概要

(1) 開会 事務局

委員 5 名出席により、委員の過半が出席していることから、会議が成立している事及び公開審査である事を報告。

(2) 議事

ア 審議議案について 同意案件 1 件

議事に先立ち、議事録署名人として横内会長により、木村委員が指名された。

(ア) 第 1 号議案説明

事務局

流山市東初石 2 丁目 9 8 番(千葉県立流山高等学校) 4 階建て、既存の高等学校に、再度許可を得て、昇降機棟(高さ 15.623 m)を増築しようとする建物計画の内容が建築基準法第 55 条第 3 項第二号(第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度)の規定による許可相当であることについて説明。

(イ) 質疑応答

横内会長

特別教室棟から普通教室棟に行くための渡り廊下は 2 階にしかなく、3 階・4 階にはないのか。図面には書いてあるように見えるが。

事務局

3 階図面の「渡り廊下」の記載は屋根伏になります。

横内会長

普通教室棟の 3 階・4 階へ行くには階段を使用するしかないのか

事務局

そのとおりです。しかし、車椅子の生徒が必要な教室は、特別教室棟に集約されているので、昇降機棟の増築後は、車椅子の生徒が必要な教室へはすべて自力で行けるようになります。

日高委員

車椅子型の階段昇降機は、自前の車椅子とは別の階段昇降用の車椅子なのか。自前の車椅子をもって上がる人が必要になるのか。

事務局

そのとおりです。介助者は、車椅子使用者を、階段昇降機に乗り込むのを補助し、介護者の人力によって昇降します。また、それとは別に、自前の車椅子は介助者が持って上がる必要があります。

木村委員

車椅子型の階段昇降機は一人で使用することは可能なのか。

事務局

介助者が必要です。

夏目委員

昇降口がある普通教室棟ではなく特別教室棟に設置するのはなぜか。

事務局

特別教室棟に車椅子使用者の授業に必要な教室が集約されているため、特別教室棟に昇降機を設置した方が生徒の移動がしやすくなります。

横内会長

昇降機の設置位置を渡り廊下の近くにせず、少し離れたのはなぜか。

事務局

渡り廊下の近くの位置には壁面に電気配管、地中に埋設配管などがあり、工事費の兼ね合いから階段室からクリアランスを取って設置することとなりました。

横内会長

車椅子の生徒は現在何人いて昇降機設置の竣工はいつになる予定なのか。

事務局

車椅子の生徒は現在1名です。竣工は令和5年11月頃を予定しております。

木村委員

来校された保護者の方が車椅子使用者である場合や急に体調を崩した生徒、ケガした生徒などが昇降機を利用するケースがあるはずなので、今後は市立学校にも積極的に昇降機を設置していくべきだと考える。市の頑張りに期待する。

横内会長

第1号議案「建築基準法第55条第3項第二号（第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度）の規定による許可について」同意することとしてよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

横内会長

異議なしにより、同意することといたします。

(ウ) その他

令和4年度第4回建築審査会の開催予定案について報告。次回の開催が令和4年11月25日(金)を予定しており、開催方法につきましては書面開催を予定しております。

(3) 閉会